

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年9月10日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年9月27日から同年10月17日まで縦覧に供する。

令和6年9月20日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鹿庭2区地区	三木町 農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 熊田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中代地区	〃